

下地島空港及び周辺用地の利活用事業（第3期）説明会【令和3年9月13日開催】

質疑応答一覧

質問	回答
1 ・ 空港施設及び周辺施設の現地案内を含めた施設を検討いただきたい。	・ 個別に県空港課に問合せしていただきたい。希望者が多数いる場合、合同での実施も検討する。
2 ・ 事業実施希望エリアについて、500m×500mに収まらず且つ複数エリアに跨ぐと想定される場合に、該当する全エリアを提示すればよいか。	・ 第1希望は、希望する全エリアを提案いただきたい。希望エリアが複数事業者で重複する場合を想定しており、第2・3希望には、エリアを減らし提案していただきたい。
3 ・ 候補事業者の選定後、提案時の希望エリアの拡大・縮小は許容されるか。	・ 提案時の希望エリアは候補事業者の選定後も協議可能であるが、複数事業者で希望エリアが重複する場合に協議が必要になるため、できる限り精査したエリアで提案いただきたい。候補事業者選定後に希望エリアを変更すると、調整に時間を要する可能性がある。
4 ・ 今回の募集エリアは、農業振興地域に該当するが、当該地域に係る制限除外の手続きは、事業者と宮古島市が協議するという理解で良いか。	・ 基本的に事業者が協議することになるが、県も必要な協力を行う。 【補足】利活用事業募集エリアに農振農用地は含まれない。ただし、農地転用手続きは必要となる。
5 ・ 事業対象範囲は、基本的に県有地という認識であるが、私有地は存在するか。存在する場合、どのような手続きになるか。	・ 事業対象範囲には、一部私有地が存在するため、事前に私有地の場所が示された図面を提供することを考えている。私有地の場所を避けた事業計画の検討をお願いしたい。
6 ・ 500m×500mの希望エリアの中に私有地があった場合、その場所を避けて事業を計画することは現実的ではないと考えている。私有地の場所については早めに情報提供をお願いしたい。	・ 私有地を含めた事業計画については、個別に相談いただきたい。
7 ・ 基本的に県有地は賃借して事業を行うものと認識しているが、将来的に民間事業者に土地を売却することは考えられるか。	・ 現時点では土地の売却は考えていない。
8 ・ 県として、下地島のエリアに関する将来的な方針は考えられているか。	・ 現時点のエリアの方針としては、土地利用基本計画におけるゾーニングが全てである。今後、事業者による提案を確認しながら、まちづくりに関わる部分でもあるため、宮古島市と相談しながらマスタープランを検討していきたい。
9 ・ 航空機を使用した訓練事業を検討しており、エプロンの使用が必須になるが、募集要項を確認すると、募集予定用地がエプロンから離れているように見受けられる。自社で新たにエプロンを増設する必要があるか、現状のエプロンが使用可能か確認したい。	・ 現状、訓練飛行で使用されているエプロンに余裕があるため、まずは現状のエプロンの空いているスペースを使用する方向で検討してもらえばよい。それでも足りない場合、エプロンの増設については、増設の目的によって、県あるいは事業者負担で実施するか検討することになると考える。

10	<p>・平成23年に県空港課から発出されている訓練飛行に関する文書で、訓練回数及び訓練を実施できない空港（与那国空港・久米島空港）の設定があるが、これらの制限の緩和は可能か。</p>	<p>・訓練回数と訓練を実施できない空港に関する緩和の可否は、現時点で回答できない。今後、個別に話を聞かせて頂き、検討可能か調整させてもらいたい。</p>
11	<p>・エプロンまでのアクセス路については、事業者側で整備することは可能か。</p>	<p>・エプロンが事業者専用になる場合の誘導路について、事業者により整備してもらうことは可能と考える。</p>
12	<p>・参加表明をせずに質問することは可能か。</p>	<p>・募集スケジュールとしては、参加表明期限を令和4年1月7日と設定しており、質問はその前の令和3年11月2日～12日に受付としているため、参加表明前の質問及び対話は可能である。</p>
13	<p>・事業希望エリアが重複する場合、候補事業者選定時に優先順位が設定されるという認識で良いか。</p>	<p>・令和3年度で利活用候補事業者を決定するが、この次点では優先順位の設定は行わない。事業希望エリアが重複する場合、令和4年度において重複する他事業者と協力しながら事業が進められないか調整してもらうことを考えている。この調整が難航した場合、委員会に諮りながら優先順位を設定していくことになる想定である。</p>